

令和 5 年

新入学（園）児を交通事故から守る県民運動実施要綱

《 実 施 期 間 》 令和 5 年 4 月 4 日（火）から 4 月 10 日（月）までの 7 日間

《 目 的 》 この運動は家庭・学校・地域が一体となり、安全で安心な交通環境を構築し、
もって、新入学（園）児の交通事故防止を図る

《 ス ロ ー ガ ン 》 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

《 運 動 の 重 点 》 新入学（園）児の交通事故防止

《 統 一 主 要 行 事 》

行 事 名	実 施 日	内 容
街 頭 広 報 通 学 指 導 等 の 日	入学（園）式 当 日	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
交 通 事 故 ゼ ロ の 日	4 月 10 日 （ 月 ）	県下一斉に実施する「交通事故ゼロの日」にあわせて、子供の交通安全に主眼を置いた交通安全講習会や、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催することによって、交通ルールとマナーの理解向上と安全行動の促進を図る。



静岡県交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進事項

- 1 子供が日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進
- 2 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進
- 3 自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進
- 4 横断歩行者の安全確保
 - (1) 自動車運転者に対する推進事項
横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進
 - (2) 歩行者に対する推進事項
 - ア 横断歩道や横断歩道橋の適正な利用の周知
 - イ 信号無視や横断禁止場所横断などの危険性の周知と交通ルールへの遵守を促す広報活動の推進
 - (3) 「しずおか・安全横断3つの柱」の周知
 - ・ 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
 - ・ 安全を確認してから横断を始めること
 - ・ 横断中でも周りに気をつけること
 - (4) 夕暮れ^{どき}時から夜間における反射材用品や照明器具の活用を促す広報啓発の推進
- 5 自転車の安全利用の推進
 - (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守
 - (2) 自転車による交通事故を防止するため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知・実践
 - ・ 交差点では、周りに気をつけよう！
 - ・ 一時停止場所では、しっかり停まろう！
 - ・ 急がず、ゆっくり走ろう！
 - ・ +1（高齢者の方へのプラスワン）アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう！
 - (3) 「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化」の周知及びヘルメットの着用促進
 - (4) 安全性の高い自転車の利用促進
 - (5) 自転車の安全性を確保するための定期的な点検整備の促進
 - (6) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
 - (7) 自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進
 - (8) 夕暮れ^{どき}時における、自転車の「早めのライトオン」の実践
- 6 後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
シートベルト及びチャイルドシート着用の必要性や効果に関する理解の促進